

南稜高校魅力化推進コーディネート業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

あさぎり町では、町内に唯一存在する高校であり、管内に一つしかない農業関連学科を持つ熊本県立南稜高等学校を支援することで、進行する少子化の中での安定的な入学者の確保と、将来地域で活躍する人材育成を促進させ、町の持続的な活性化と人口減少対策に寄与するものと捉え、町と高校が一体となった高校魅力化事業を推進しているところです。

高校魅力化事業を強力に推進していく体制づくりとして、高校魅力化コンソーシアムの構築と、高校魅力化コーディネーターの導入を実現するため、公募型プロポーザルによる受託者の選定を行います。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 南稜高校魅力化推進コーディネート業務
- (2) 業 務 場 所 熊本県立南稜高等学校（あさぎり町上北310番地）
- (3) 業 務 内 容 別紙「南稜高校魅力化推進コーディネート業務仕様書」のとおり
- (4) 業 務 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 提案上限額（予算規模）

総 額 6,000,000円

内 訳

南稜高校現状分析 2,000,000円

南稜高校魅力化基本計画策定 2,000,000円

南稜高校魅力化推進体制構築支援 2,000,000円

※上記金額はいずれも消費税及び地方消費税を含み、提案上限額を超えない限り内訳の調整は可能です。

- (6) 担当部署

あさぎり役場企画政策課

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199

電 話：0966-45-7211（直通） F A X：0966-45-3667

E-Mail：kikaku-soumu@town.asagiri.lg.jp

3 プロポーザルの公告

- (1) 公告年月日 令和7年8月12日（火）
- (2) 公 告 方 法 あさぎり町公式ウェブサイトへ掲載

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) あさぎり町から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

5 スケジュール

受託候補者の募集及び選定は、次のスケジュールで行います。

（※ただし、状況により変更する場合があります。）

実施内容	実施期間又は期日
実施に関する公告	令和7年8月14日（木）
質問受付期間	令和7年8月14日（木）から8月21日（木）午後5時まで
質問回答日	令和7年8月22日（金）
参加申込書提出期限	令和7年8月27日（水）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和7年9月 3日（水）午後5時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和7年9月上～中旬を予定（参加者あてに別途通知）
企画提案書審査結果の通知	令和7年9月下旬
契約締結	令和7年9月下旬

6 参加申込手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格を確認の上、参加申込書（様式1）を提出するものとします。なお、参加申込書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 事業者概要（任意様式）※直近3年間の受注実績一覧を含む
- ③ 本店所在地の市町村税（本店所在地が特別区の場合にあっては都税）に滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

④ 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書

(本店所在地の管轄の税務署が発行する「納税証明書その3の3様式(法人)又はその3の2様式(個人)」(提出日前3か月以内に発行されたもの)

⑤ 履歴事項全部証明書(任意団体の場合は定款とする)(提出日前3か月以内に発行されたもの)

※なお、上記③、④及び⑤については、あさぎり町競争入札参加資格者名簿に登載がある場合は、提出を省略することができるものとします。

(2) 提出方法及び提出先

① 提出期限 令和7年8月27日(水)午後5時まで

② 提出方法 郵送(各書類1部)または電子メール(PDFファイル形式)により提出
※電子メールの場合、受信後、受信確認メールを送信アドレスに返信しますので、受信確認メールが届かないときは、至急、電話にて連絡をお願いします。

③ 提出先 「2(6)担当部署」のとおり

7 質疑、応答

(1) 提出書類

① 質問書(様式2)

(2) 提出方法及び提出先

① 受付期間 令和7年8月14日(木)から8月21日(木)午後5時まで

② 提出方法 電子メールにより提出
※受信後、受信確認メールを送信アドレスに返信しますので、受信確認メールが届かないときは、至急、電話にて連絡をお願いします。

③ 提出先 「2(6)担当部署」のとおり

(3) 質問書に対する回答

令和7年8月22日(金)までに質問者あてに電子メールで回答するほか、あさぎり町公式ウェブサイトに掲載します。なお、質問者の事業所名や氏名は公表いたしません。

8 企画提案書作成等

企画提案書等については、次の事項に従って提出してください。

(1) 提出書類

① 企画提案書かがみ(様式3)1部

② 企画提案書(任意様式)6部

別紙「南陵高校魅力化推進コーディネート業務仕様書」等に基づき作成してください。

③ 見積書(任意様式)1部

④ 見積書の内訳が確認できる積算内訳書及び数量計算書(任意様式)1部

※本見積書及び内訳書の作成にあたっては十分に数量・単価等の確認をして、提出してください。

⑤ その他関係書類一式(任意様式)各1部

(2) 企画提案書の形式等

提案者は、本要項に記載した要件等を遵守した上で、独自の創意工夫を凝らした提案を行なってください。

- ① 企画提案書は、A4判（A3判による折り込み可）とします。
- ② 企画提案書の提出部数は6部（正本1部、副本5部）とします。
- ③ 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。
- ④ 企画提案書等は、返却いたしません。
- ⑤ 企画提案書等は、公表いたしません。
- ⑥ 企画提案書等を提出した後の変更・追加等は認められません。
- ⑦ 企画提案書等については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを厳守してください。
- ⑧ 応募者は、提出した企画提案書が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合、その著作物に関する事業者の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、著作物が採用された時点で無償で町に譲渡されるものとします。

(3) 提出方法及び提出先

- ① 提出期限 令和7年9月3日（水）午後5時まで 必着
- ② 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）により提出
- ③ 提出先 「2（6）担当部署」のとおり

9 審査方法、評価

基準提案の審査・評価は、「南稜高校魅力化推進コーディネート業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）が行い、審査会において、提案内容について総合的に評価し、受託候補者を選定します。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書について、審査会において書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行います。なお、日時、場所等の詳細については、別途連絡します。

- ① 提案者によるプレゼンテーションは30分以内とし、その後に質疑応答を15分予定しています。
- ② 提案者の出席は、統括責任者および担当者等3名以内とします。
- ③ 大型モニターは町で用意しますが、その他必要な機器等は全て提案者が用意してください。なお、インターネットは使用可能です。

(2) 選考に関する事項

- ① プレゼンテーション等の後、審査会で審査を行い、基準を満たした応募者の中から評価点が1位となった事業者を受託候補者として選定します。
- ② 評価点が同点となる者が2人以上あるときは、審査会の合議により順位を決定します。
- ③ 審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めません。
- ④ 審査会は、応募が1者の場合でも開催します。
- ⑤ 応募が1者の場合は、評価点の合計が基準点（総評価点の6割）を超えれば問題がないものとする。

- ⑥ 受託候補者との協議等により契約に至らなかった場合は、評価点が2位となった事業者と業務委託契約に必要な協議を実施します。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、受託候補者を選定後、速やかに電子メールにより通知します。なお、審査結果に関する質問又は異議は受け付けません。

(4) 審査結果の公表

受託候補者の選定結果は、あさぎり町公式ウェブサイトにおいて公表します（受託候補者名及び評価点数）。

10 契約に関する基本的事項

受託候補者の選定後、町と受託候補者は、提案内容に基づき業務内容及び契約条件の協議を行い、合意したのちに契約を締結する。なお、契約にあたっての主な留意事項は次のとおりです。

- (1) 契約にあたり、契約書を作成し、各1通を保有します。
- (2) 企画提案の内容をそのまま委託するものではありません。
- (3) 提案された企画提案内容をもとに委託業務仕様書を作成し契約します。
- (4) 契約保証金は免除します。
- (5) 業務の全部又は一部について、町の承諾なしに他者に再委託することはできません。
- (6) 審査会による特定後、受託候補者から辞退の申し出があったとき若しくは契約の相手方として不適格であると判断されたときは、契約を締結しない場合があります。この場合において、町は受託候補者が要した費用を補償しません。

11 その他（失格事項）

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出期限までに企画提案書を提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) その他、本要項等またはあさぎり町が指示した事項に違反した場合